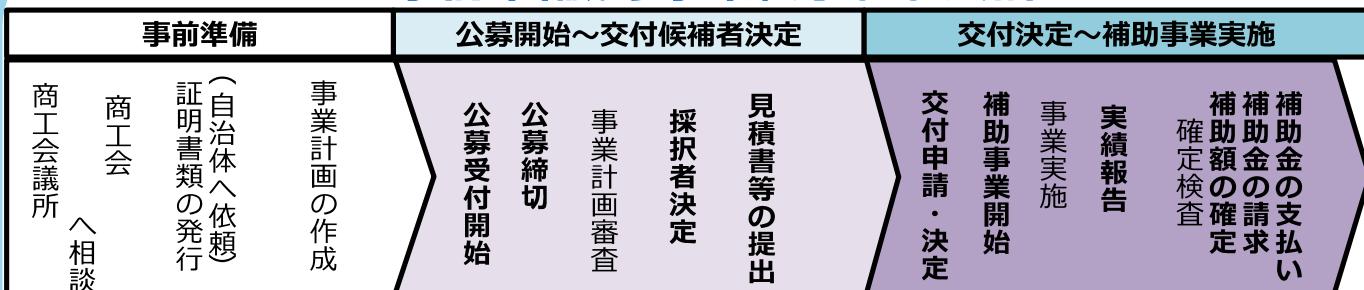


事前準備から事業終了までの流れ



※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点での事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

【申請前に自治体に必ず発行してもらうもの】

事業所や事業資産等が罹災されたことが分かる公的書類（例：「罹災(被災)証明書」など）

【定額要件】

直接被害を受けた事業者のうち、以下の要件をすべて満たす場合は定額補助となります。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
 2. 過去数年以内に発生した災害（※1）で被害を受けた以下いずれにも該当する事業者
 - ①当該災害による事業用資産への被災が証明できる事業者
 - ②当該災害に対して国等が実施した災害支援策を活用した事業者
 3. 次のいずれかに該当する事業者
 - ①過去数年以内に発生した災害の発災日（当該発生日が令和2年1月28日以降の災害にあっては令和2年1月28日）以降、売上高が20%以上減少している事業者
 - ②厳しい債務状況にあり、かつ、交付申請時において経営再建等に取り組み、かつ、認定経営革新等支援機関に事業計画等の確認を受けている事業者
 4. 過去数年以内に発生した災害による債務を抱えている事業者
 5. 施設又は設備が被災し、その復旧又は復興を行おうとする者
- （※1）過去5年以内を目安に発生した災害であって災害救助法の適用を受けたものです。

【補助対象となる期間の特例】

特例として令和6年能登半島地震等による災害発生以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には補助金の対象となります。

【対象経費】

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、設備処分費、委託・外注費、車両購入費、施設・設備の修繕費

活用事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

被災により破損したカウンターショーケースを買換えるとともに、雨漏りで剥がれたクロスの張り替えや、新しいデザインの看板を設置することにより、営業再開と同時に集客の回復をはかった。

活用事例②

主な取引先であった旅館の被災により販路が喪失。新たな取引先を獲得するため展示会へ出展。加えて、新商品の開発を行い、チラシを用いて宣伝することで、販路の開拓につながり減少した売上が回復。

事務局HP :



[商工会地区HP](#)



[商工会議所地区HP](#)



[GビズID
取得](#)